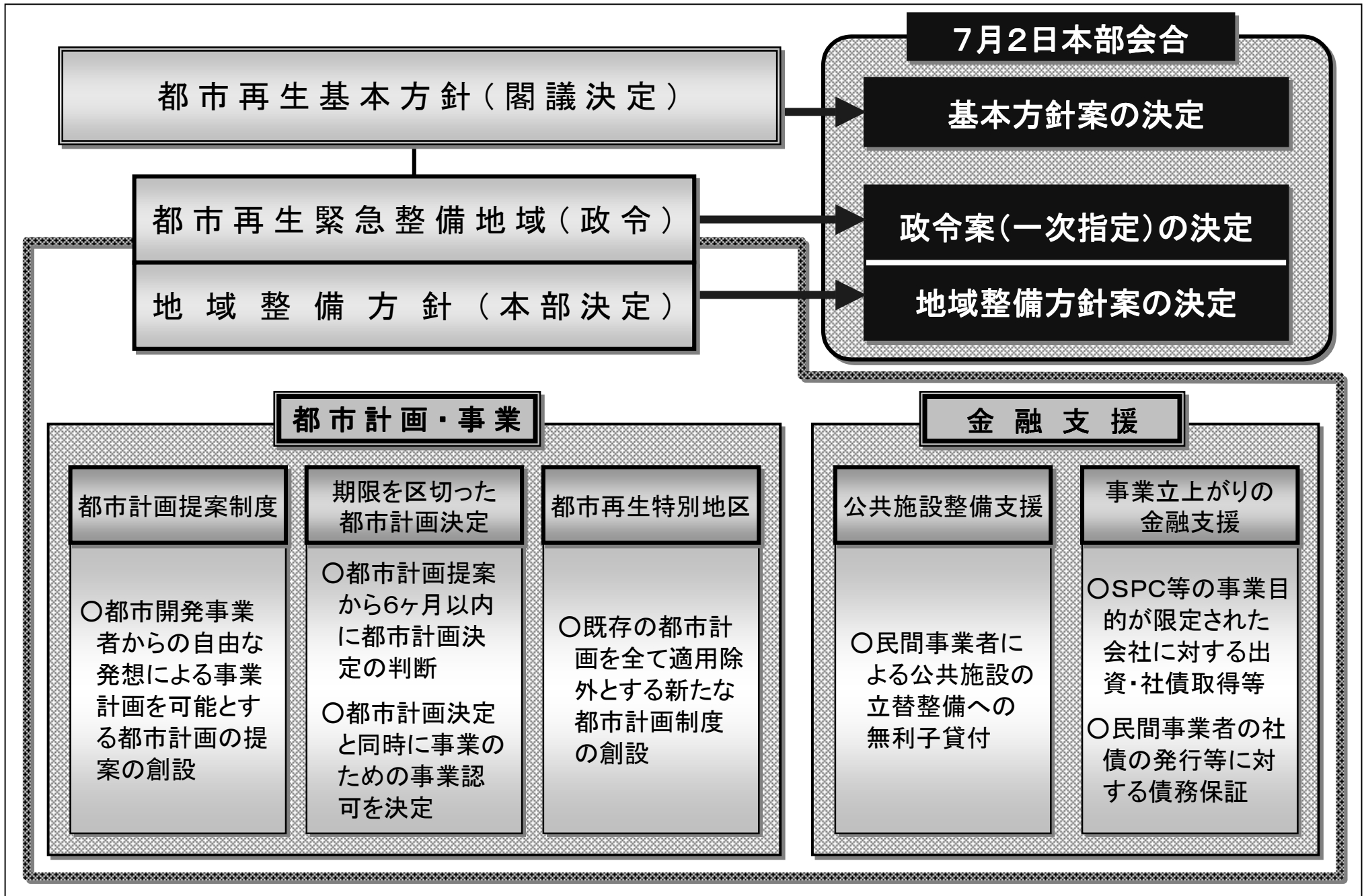


都市再生特別措置法関連資料

□ 都市再生特別措置法の基本的枠組み



都市再生基本方針の概要

第一 都市再生の意義及び目標	}	都市再生本部が既に決定した事項の整理
第二 都市再生のため重点的に実施すべき施策		
第三 都市再生緊急整備地域の指定基準等	}	4月本部決定事項の整理

【基本方針のポイント】

- 1 市街地の整備を緊急かつ重点的に推進すべき地域で、以下の要件に該当する地域を「都市再生緊急整備地域」として指定。
 - ア 早期に実施見込みの都市開発事業の区域及び事業気運のある地域
 - イ 都市全体への波及効果を有する的確な土地利用転換が見込まれる地域
- 2 都市再生緊急整備地域は、現下の経済の状況に鑑み、早期の効果発現を目指して、法施行後できるだけ迅速に第一次の指定を行う。
その後、全国における都市再生の動きに対応しつつ、都市開発事業等の熟度などに応じて、本格的に、第二次以降の指定に着手する。

都市再生緊急整備地域（案）

（第一次指定）

都市再生緊急整備地域（案）（第一次指定）

東京都、大阪府・大阪市、名古屋市、横浜市
17地域 約3,515ha

[東京都]	東京駅・有楽町駅周辺地域 環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域 秋葉原・神田地域 東京臨海地域 新宿駅周辺地域 環状四号線新宿富久沿道地域 大崎駅周辺地域	} 7地域 2,370ha
[大阪府 ・ 大阪市]	大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 難波・湊町地域 阿倍野地域 大阪コスモスクエア駅周辺地域 堺鳳駅南地域 堺臨海地域 守口大日地域 寝屋川市駅東地域	} 8地域 947ha
[名古屋市]	名古屋駅東地域	} 1地域 57ha

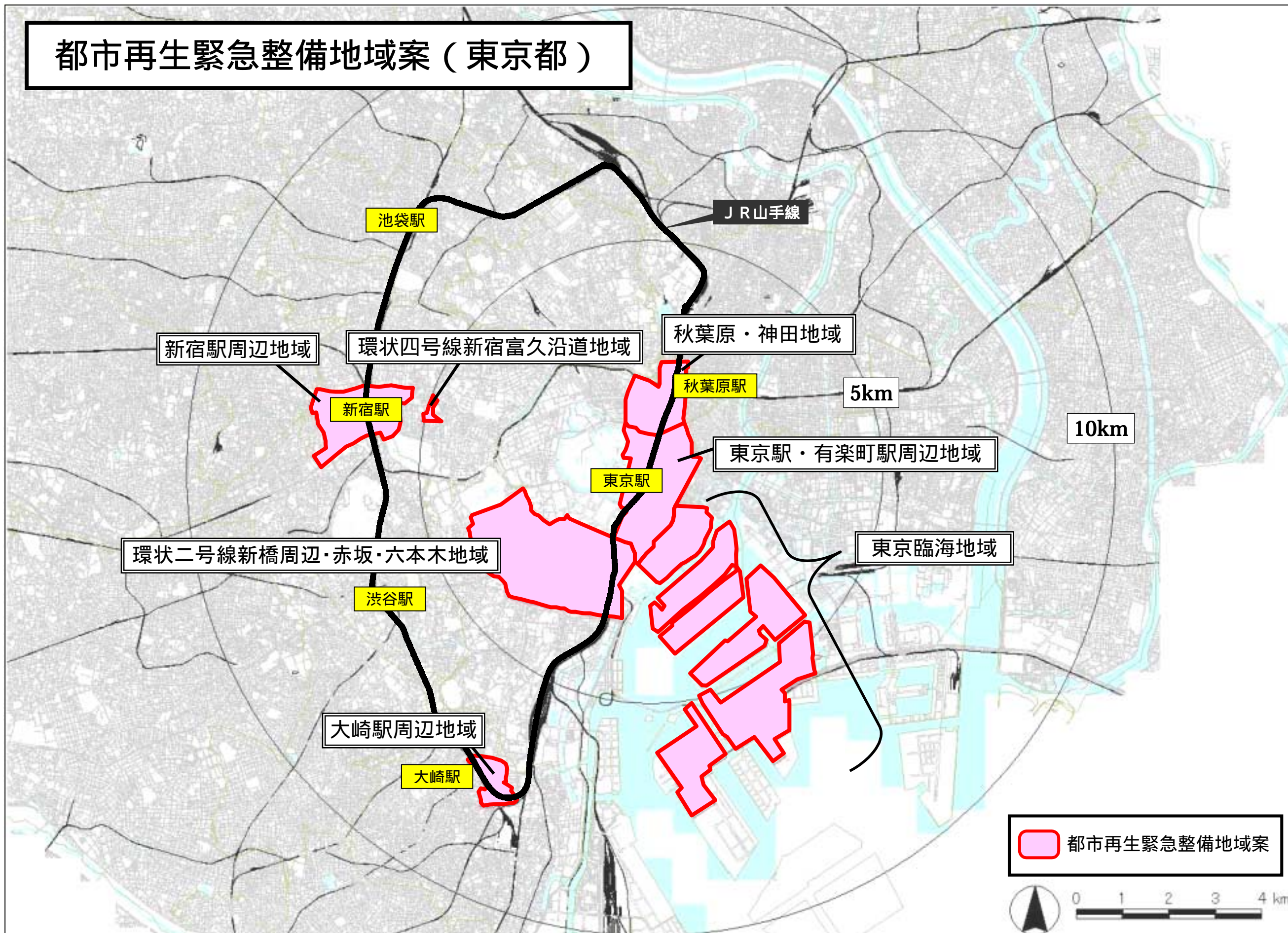
[横浜市]

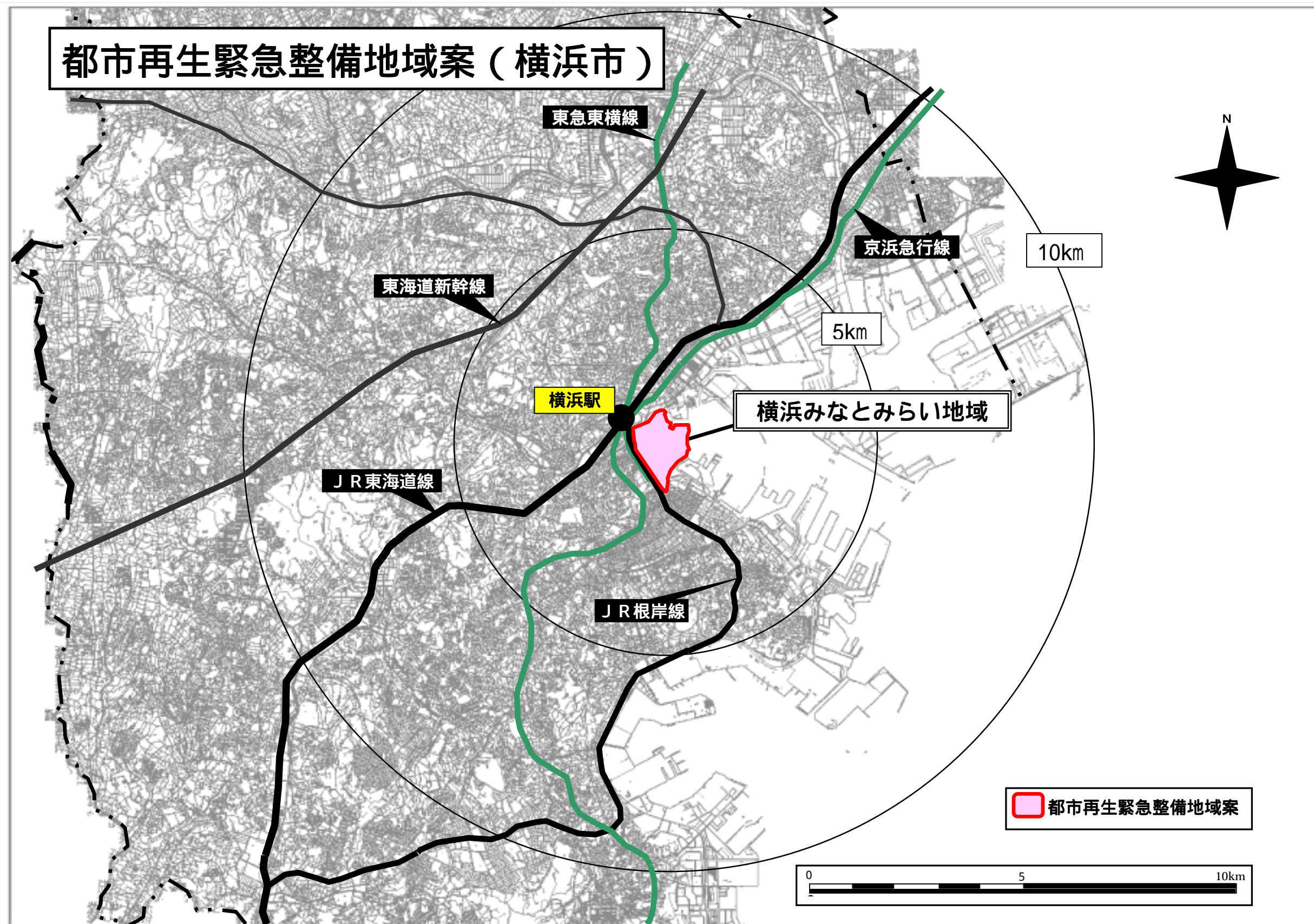
横浜みなとみらい地域

} 1 地域 141ha

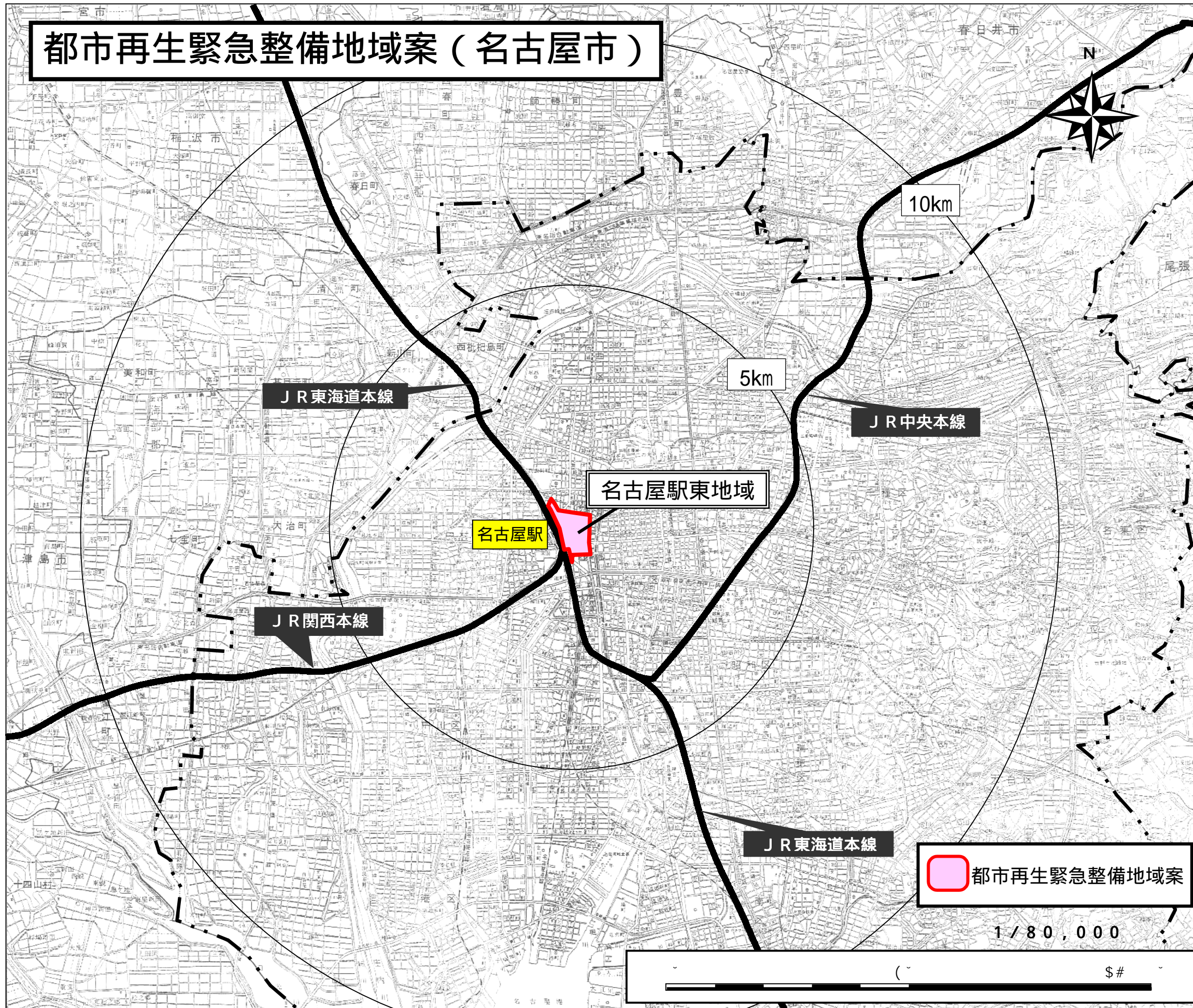
4

都市再生緊急整備地域案（東京都）

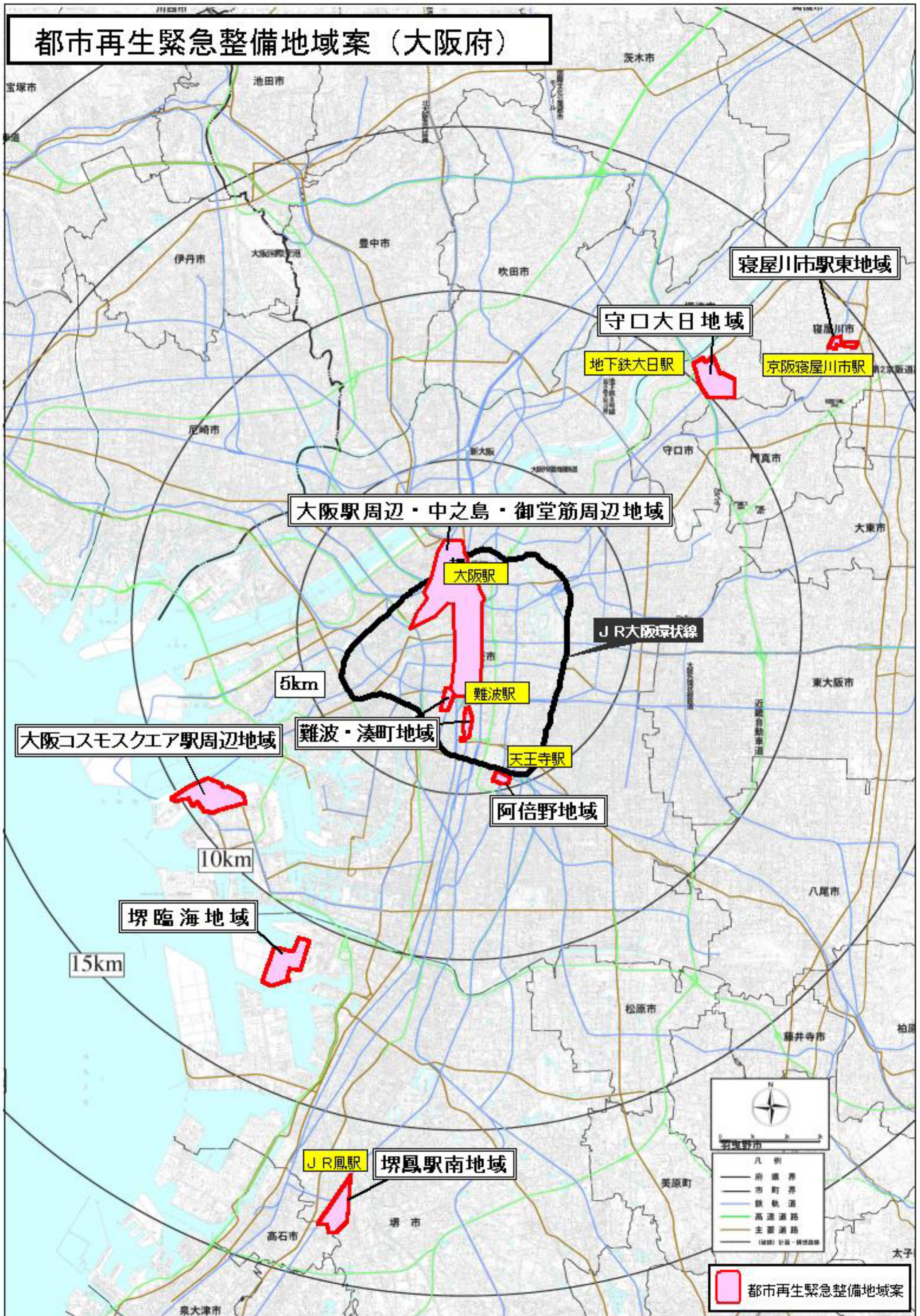




都市再生緊急整備地域案（名古屋市）



都市再生緊急整備地域案（大阪府）



地域整備方針の具体例（抜粋）

東京駅・有楽町駅周辺地域

整備の目標

東京都心において、我が国の顔として、歴史と文化を活かしたうるおいと風格ある街並みを備えた国際的な中枢業務・交流拠点を形成
(以下略)

増進すべき都市機能に関する事項 (略)

公共施設その他の公益的施設の整備に関する基本的事項

○東京駅周辺において、東京駅舎を保存・復元するとともに、駅前広場や街路等を整備することにより、東京の顔にふさわしい景観を確保するとともに、交通利便性を向上

- ・丸の内側については、駅前広場の整備や行幸通りの景観整備により、我が国の顔となる空間を形成

...

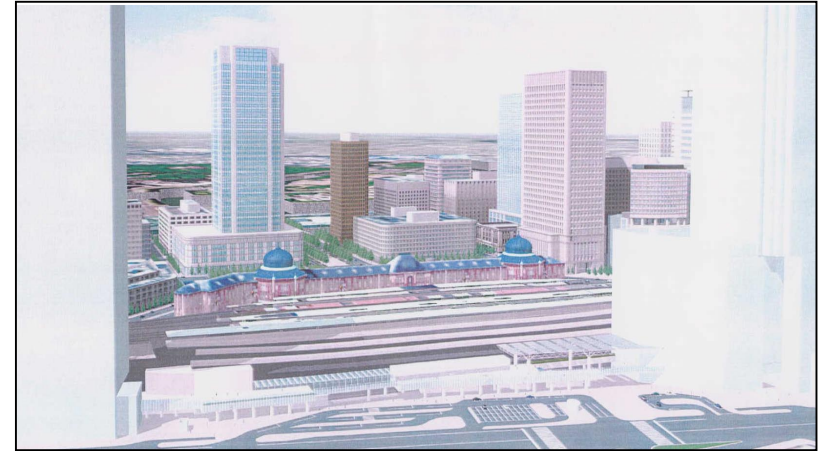
大都市における環境の再生のモデルとして、日本橋川の再生を検討
この際、あわせて首都高速道路のあり方を検討
(以下略)

東京駅・有楽町駅周辺地域

東京駅周辺の景観整備



(東京駅の保存・復元イメージ)

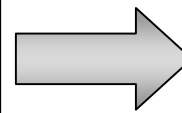


(八重洲側より皇居を望む) JR東日本資料

日本橋川の再生



(日本橋地区の現況)



(日本橋川沿いビルとの一体整備イメージ)

「東京都心における首都高速道路のあり方委員会」(中村英夫委員長)

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域

整備の目標

大阪都心地域において、・・・水の都・大阪のシンボルである中之島を中心とし、既存の都市基盤の蓄積等を生かしつつ、風格ある国際的な中枢都市機能集積地を形成

特に、・・・中之島においては、堂島川・土佐堀川に囲まれた地域特性を生かしつつ京阪中之島新線の整備によるアクセスの向上等と併せ、低未利用地の土地利用転換などによる業務・文化・交流中枢拠点を形成

(以下略)

増進すべき都市機能に関する事項

(略)

公共施設その他の公益的施設の整備に関する基本的事項

(略)



中之島西部地区計画イメージ

〔中之島西部地区開発推進協議会
中之島2・3丁目街づくり協議会〕